

岐阜県聴覚障害者情報センターだより 第62号

〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5-14-53
県民ふれあい会館1棟6階
FAX:058-275-6066 TEL:058-213-6786

ホームページ
メールアドレス
指定管理者

<https://gifudeafcenter.jp/>
gifudeafcenter@waltz.ocn.ne.jp
一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会



2023.3月発行

青い鳥郵便葉書

身体障害者手帳の等級が「1級」・「2級」の方は、郵便局にて通常郵便ハガキの無償配布のサービスが受けられます。ご存知でしたか？

このサービスは、日本郵便株式会社が身体障がい者・知的障がい者の福祉に対する国民の理解と認識をさらに深めることを目的として行っています。対象者や申し込み方法、配布される枚数について説明します。

※2月28日時点の情報です。2023年度の正式発表は3月中旬頃に日本郵便のホームページ（ニュースリリース）にて発表予定です。ここではあくまで参考情報としてご覧ください。

①対象者：身体障害者手帳「1級」・「2級」の方、療育手帳「A」・「1度」・「2度」の方

②受付期間：2023年4月1日（土）～5月31日（水）

③通常郵便ハガキの種類・枚数：下記のうち、いずれか1種類を20枚

1.無地
(ヤマユリのイラスト)



2.インクジェット
(ヤマザクラのイラスト)



3.くぼみ入り



4.胡蝶蘭無地



5.胡蝶蘭インクジェット



※くぼみ入りは視覚障がい者がハガキの上下・左右を判別するためのくぼみを入れたものです。

※ハガキのイラストは日本郵便株式会社ホームページより引用。(https://www.post.japanpost.jp/index.html)

④申し込み方法・受け取り方法（代人による申請も可能です。）

《窓口で申し込む場合》



《郵送で申し込む場合》

●「青い鳥郵便葉書配布申込書」もしくは各自で用意した白紙に下記の内容を記入したもの

- 1.手帳の種類（身体障害者手帳または療育手帳）
- 2.手帳記載の級または程度（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A・1度・2度のうちいずれか）
- 3.手帳番号
- 4.希望するハガキの種類（上記③1.～5.の名称を記載 例：胡蝶蘭無地）
- 5.申請者の氏名
- 6.手帳記載の住所
- 7.ハガキの配布先（受け取る際の住所）
- 8.代人の氏名・続柄・住所（代人が申請する場合のみ）

●手帳の種類、級別または程度、氏名および住所が分かるページの写し

上記2点を最寄りの郵便局に郵送してください。



このサービスは、受付期間内に希望した方だけの無償配布となります。問い合わせ等は各郵便局まで。

有料道路（高速道路）での障がい者割引制度が変わります

2023年3月26日（日）までは、事前登録された自家用車のみが障がい者割引の対象となっています。

2023年3月27日（月）からは、家族・知人の車を運転したり、レンタカーを借りて運転する場合にも割引が適用されるなど割引適用範囲が広がります。※この割引を利用できるのは、障がい者割引登録申請を行った方のみです。

変更点①：「1人につき1台」の制限緩和

	変更前 (～2023年3月26日)	変更後 (2023年3月27日～)
対象となる障がい者	<ul style="list-style-type: none">● 身体障害者手帳の交付を受けた本人が運転する場合● 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた重度の障がい者（「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」第1種）が本人以外の運転で同乗する場合	変更なし
対象となる自動車	<ul style="list-style-type: none">● 事前登録された自動車で、障がい者1人につき1台	<ul style="list-style-type: none">● 事前登録された自動車◇ 事前登録の無い自動車（追加） 【本人が運転する場合】 親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車（総排気量125cc以上を超える二輪も可）など【重度障がい者が同乗する場合】 上記の他、タクシー、福祉有償運送など
利用方法	<ul style="list-style-type: none">● 登録したETCカードをETC車載器に入れ、高速道路のETCレーンを無線走行● 現金支払いの場合、料金所の一般レーンまたは混在（ETC/一般）レーンで手帳を提示	<ul style="list-style-type: none">【事前登録された自動車の場合】 変更なし【事前登録の無い自動車】（追加）◇ ETCカードで支払う場合 《出口で料金を支払う料金所》 入口：ETCレーン 出口：一般レーン、混在レーン、サポートレーンで手帳を提示しETCカードを係員に手渡し清算。 注）ETCレーンでは割引できません。《入口で料金を支払う料金所》 入口：手帳を提示し、ETCカードを係員に手渡し、再度車載器に差し込んで発進。 出口：ノンストップで通過◇ 現金支払いの場合 入口・出口：料金所の一般レーン、混在レーンで手帳を提示し料金を支払う

変更点②：オンライン申請の開始

【対象者】下記の①・②を満たす方がオンライン受付サイトにて申請できます。

- ①マイナンバーカードを持っており、マイナポータルへの登録がお済みの方
- ②自動車を事前登録し、かつETC利用も同時に申請する方

申請後、割引対象である旨を記載したシールが送付され、ご自身で手帳に貼り付けることで割引適用が開始できます。

- オンライン申請では、市町村の福祉担当窓口に出向く必要はありません。
- オンライン申請できる対象者は、今後広がっていく予定です。
- オンライン申請導入後も引き続き福祉担当窓口での申請もできます。

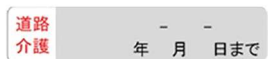
[オンライン申請受付サイトURL] <https://www.expressway-discount.jp>

(手帳への記載イメージ)

- ご本人が運転される場合



- ご本人以外の方が運転される場合



※「介護」と印字のない場合、本割引は適用されません。

(令和5年3月27日より利用可能)

手話等普及啓発のためのアウトリーチ事業

聴覚障害者の基礎知識（聴覚障害者とは？コミュニケーションの方法は？など）について学ぶ講座です。今回は12月～2月に実施した2件を紹介します。

1月24日（火）岐阜市立日野小学校

小学5年生2クラス（各30名）を対象に、総合的な学習の時間（福祉「ふだんのくらしをしあわせにする」）の学習として、講座を行いました。45分間と限られた時間でしたが、いずれの学級でも、5年生の皆さんは自分の体験や考えを発言したり、講師を真似て手話や指文字を表現したりするなど、生き生きとした表情で積極的に学ぶ姿が見られました。

岐阜市立日野小学校のホームページでも、講座の様子が紹介されていますので、以下にご紹介します。

<岐阜市立日野小学校のホームページより>

5年生は総合的な学習の時間「福祉」の学習として、岐阜県聴覚障がい者情報センターの方にお世話になり、「手話講座」を受講しました。「音が聞こえないことで、どんなことが困ると思いますか？」講師の先生が手話を取り入れながら子供たちとやり取りをされました。子どもたちは「だれかに呼ばれてもわからない」、「電車やバス、自動車が近づいてもわからない」、「目覚まし時計が使えない」、「お客さんが来てわからない」などと発言しました。講師の先生は、「音が聞こえなくて困るから、目で見てわかるように工夫されています」と話され、チャイムが鳴ると、光って回る器械を部屋に取り付けたり、目覚まし時計は震えるものを使ったりすることも教えていただきました。また、「テレビでは、字幕放送のものがあって、それを見て楽しめるよ」と話されました。次に簡単な手話を教えていただきました。色を表す手話は、赤は赤い唇を指す、青は髭剃り後の頬、黄はひよこ等、生活の中にあるものをうまく組み合わせる考えられていることが分かりました。「岐阜市立の岐阜は鶺鴒で有名だから「鶺」で表すよ」ということも教えていただきました。先生のお話が終わると、手をたたくのではなく、両手を小刻みにふるという手話の拍手でお別れしました。

1月27日（金）岐阜市立本荘中学校

1月27日（金）には、岐阜市立本荘中学校の1年生を対象に講座を行いました。生徒の皆さんは講師の問いかけや仲間の前に出て行う実技にも意欲的に参加して、楽しい雰囲気の中で講座を進めることができました。

中学生・高校生を対象とする講座は小学生に比べるとまだ実施回数が少なく、これから少しずつ、皆さんに広くご利用いただけるように態勢を整えていきたいと考えています。

手話通訳者養成講座・要約筆記者養成講座

令和4年11月26日に令和4年度手話通訳者養成講座が、令和4年12月11日に令和4年度要約筆記者養成講座がそれぞれ修了しました。それぞれの統一試験に合格し、手話通訳者および要約筆記者となって活躍されることを期待しています。今回受講された方の感想を一部紹介します。

【手話通訳者養成講座】

- ◆ この講座で、通訳者は通訳をするだけでなく聞こえない人とその周囲の人々の関係を繋ぐことを学びました。
- ◆ 社会の常識とされる知識や物事の見方をもっと知り、学ぶことが必要だと知りました。これからも手話を学びながら、手話から学んでいきたいと思いました。そして何より同じ目標に向かって学んだ仲間と励まし合って最後まで駆け抜けることができた事がなによりの財産だと思います。

【要約筆記者養成講座】

- ◆ 講師の先生方の丁寧な指導や温かなお人柄と一緒に受講した皆さんの姿に励まされて、最後まで受講することができました。音声認識技術の発展は目覚ましいですが、人と人との間に入ってコミュニケーションをより良いものにする対人支援の役割はずっと必要とされるものだと感じます。
- ◆ 「福祉サービスのひとつを学ぼう」という割と軽い気持ちで申込をしました。講座が進むにつれ内容の重大さに気づきましたが、先生の励ましや仲間を支えられ何とか終わることができました。知識も仲間も増え、続けてよかったと心から感じています。

令和5年度手話通訳者養成講座・要約筆記者養成講座の募集も行っています。詳細についてはホームページをご確認ください。不明な点は情報センターまでお問い合わせください。

手話のとまり木

去年9月からスタートした手話のとまり木も、回数を重ねるごとに参加申込者も多くなりました。すでに3月分は定員に達し、嬉しい悲鳴を上げています。

さて、これまではグループに分かれて自由に雑談（1時間×3セット）の形で進めていました。1月からは1時間お楽しみ企画と称して、手話・筆談でコミュニケーションしながら楽しんでいただく内容を取り入れてみました。1月は「ワードウルフ」、2月は「お題当てゲーム」を行いました。最初は、ルールを理解していただくのに時間がかかりましたが、慣れてくると時間を忘れるぐらい白熱して大盛り上がりでした。2月の様子をYouTubeで紹介していますので、是非ご覧になってください！

令和5年度も引き続き、手話のとまり木を開催します。開催する月の1か月前にホームページもしくは公式LINEにて発信します。（4月手話のとまり木は3月に情報発信）お申し込みをお待ちしています！



手話サロン 参加者募集のお知らせ

令和4年度に手話奉仕員養成講座を修了された方を対象とした手話サロンを開催いたします。手話サロンとは、手話奉仕員養成講座修了者に手話を使う機会・ろう者との交流の場を提供するもので、当センターが企画・運営をしています。コミュニケーション力の向上を目的とし、手話で交流します。手話サロンに参加し、手話通訳者資格取得へ向けて手話奉仕員向けスキルアップ講座や手話通訳者養成講座Ⅰへ是非ステップアップしていただきたいという思いもあります。

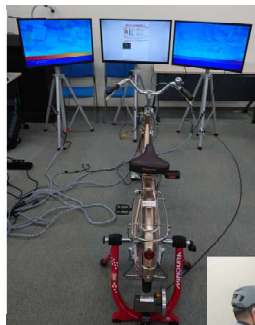
開催は毎月1回、期間は4月～翌年3月の1年間（全12回）です。4月～6月の開催日・開催場所をお知らせします。お申し込みは電話・FAXにてお願いいたします。

開催日	4月13日(木)	5月19日(金)	6月17日(土)
時間	13:30~15:30	13:30~15:30	10:00~12:00
会場	岐阜県 聴覚障害者情報センター ボランティア室 (岐阜市藪田南5-14-53 県民ふれあい会館1棟6階)	市橋コミュニティセンター 防災会議室 (岐阜市市橋6-13-25)	
締切	4月6日(木)	5月12日(金)	6月10日(土)

生活講座

12月～2月に実施した生活講座の様子を紹介します。現在、4月～6月の生活講座の参加者を募集中です。詳細はホームページ、または情報センターまでお問い合わせください。

初級手話教室
小学生の参加も♪



2月26日
要約筆記体験
手書き・PC両方体験！



12月18日
しめ縄づくり体験
うまくなってきたかな～？



1月29日
自転車条例について学ぼう
シミュレーション難しい・・・



LINE



Facebook



ブログ

左のQRコードを利用すると、情報センターのLINE、Facebook、ブログに簡単にアクセス出来ます。

